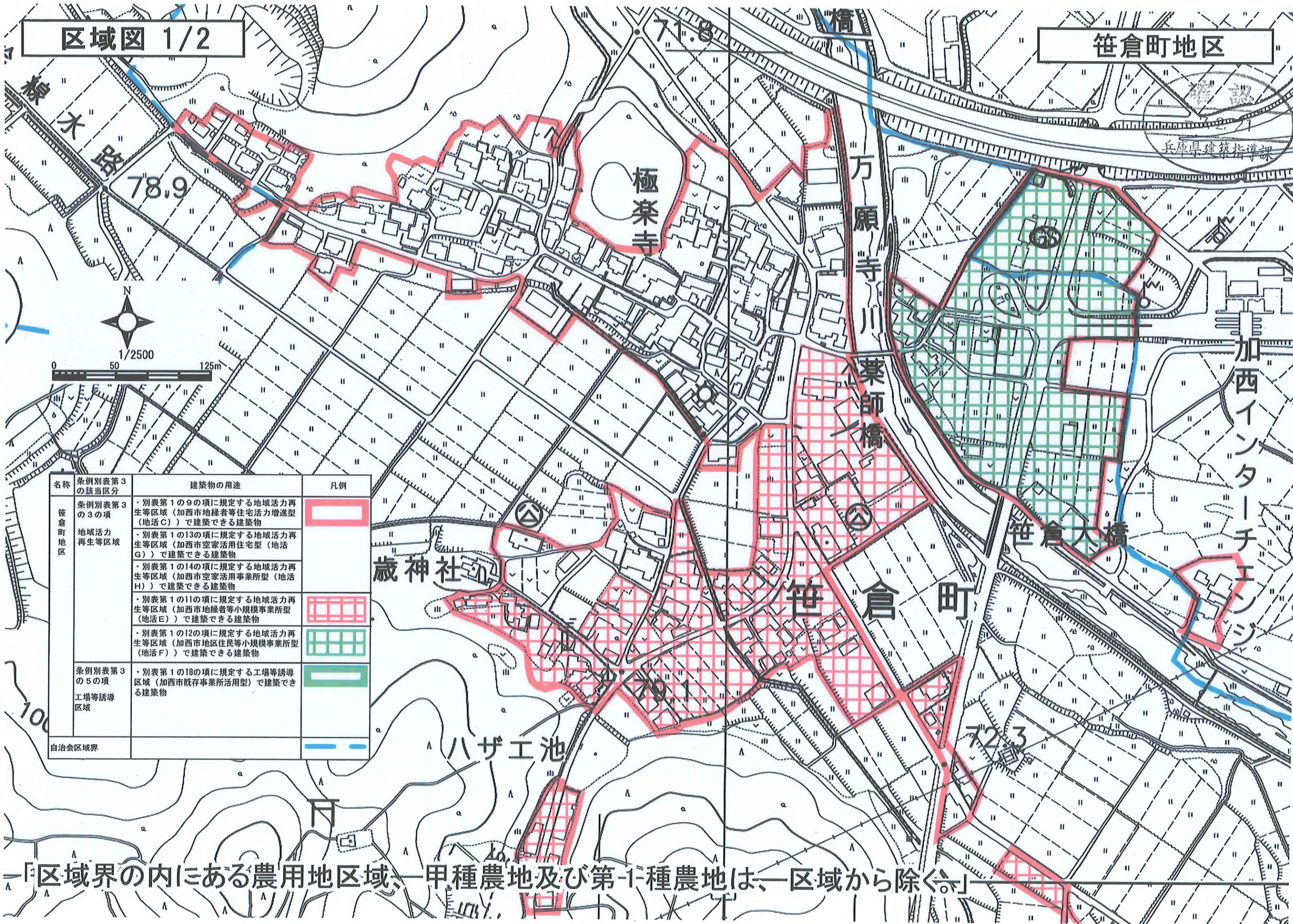
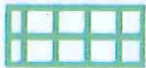
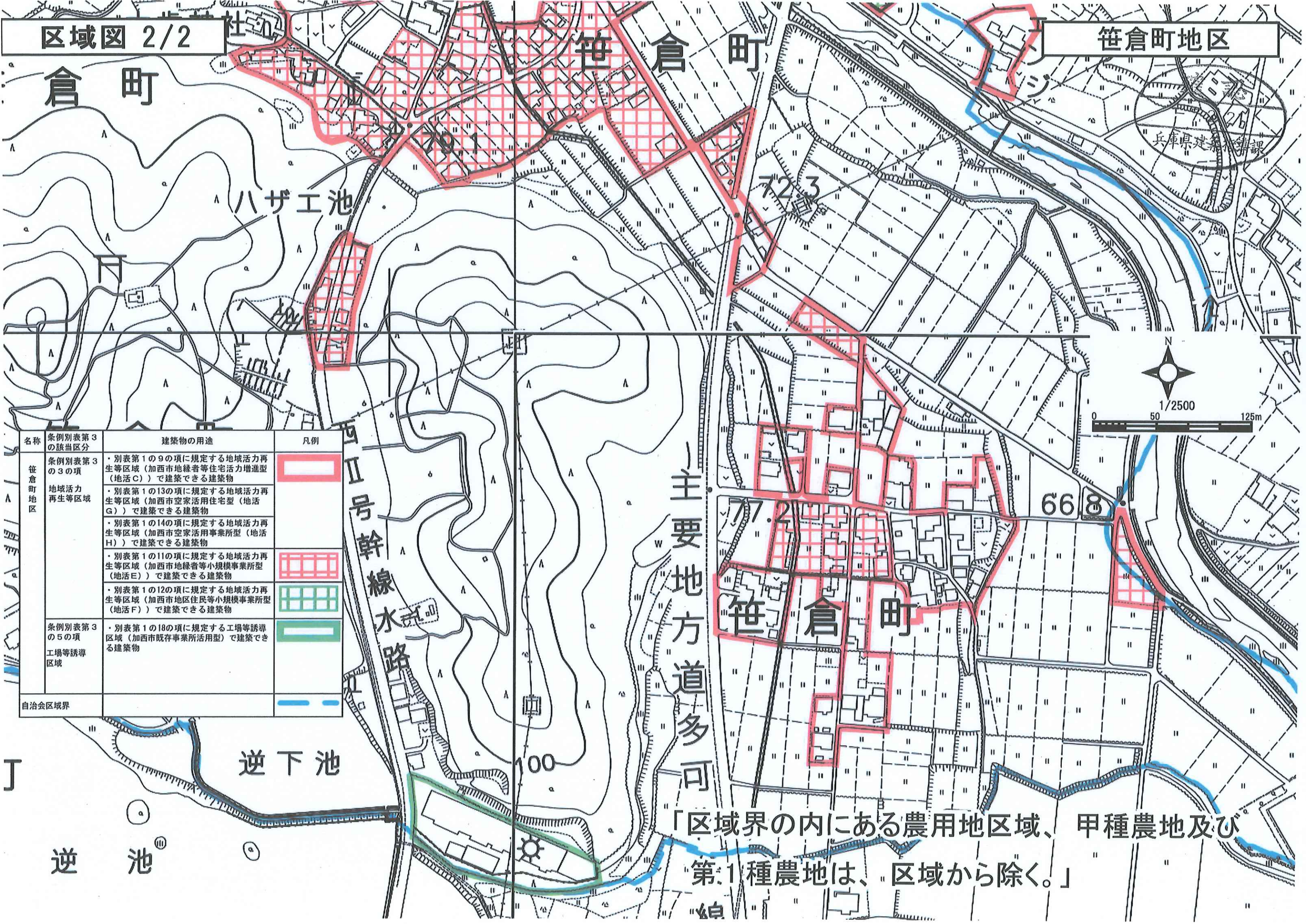




名称	条例別表第3 の該当区分	建築物の用途	凡例
笹倉町地区	条例別表第3 の3の項 地域活力 再生等区域	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
		・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
		・別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活F））で建築できる建築物	
	条例別表第3 の5の項 工場等誘導 区域	・別表第1の18の項に規定する工場等誘導区域（加西市既存事業所活用型）で建築できる建築物	
自治会区域界			

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第一種農地は、区域から除く。」



倉町

笹倉町

ハザエ池

兵庫県建設課



1/2500
0 50 125m

名称	条例別表第3 の該当区分	建築物の用途	凡例
笹倉町地区	条例別表第3 の3の項 地域活力 再生等区域	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
		・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
	・別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活F））で建築できる建築物		
	条例別表第3 の5の項 工場等誘導 区域	・別表第1の18の項に規定する工場等誘導区域（加西市既存事業活用型）で建築できる建築物	
自治会区域界			

西Ⅱ号幹線水路

主要地方道多可

笹倉町

66.8

逆下池

逆池

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」